

岩崎別邸及び別邸公園の利用条件

1 目的

本資料は、観光・交流拠点施設「末廣農場」と、隣接する岩崎別邸(旧岩崎家末廣別邸)及び別邸公園(旧岩崎久彌末廣農場別邸公園)との一体的な活用について、応募者が具体的かつ実現可能な提案を行えるよう、現行の条例、規則及び利用上の取扱いを整理したものである。

岩崎別邸と別邸公園は、末廣農場の指定管理業務の対象施設ではない。提案した取組の実施に当たっては、市の関係部署との事前協議及び必要な許可等を要する。

2 対象施設の区分

区分	対象	条例上の位置付け・管理
岩崎別邸	主屋・東屋・石蔵 (国登録有形文化財)	旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例に基づく施設。(所管は富里市教育委員会教育部生涯学習課)
別邸公園	旧岩崎久彌末廣農場別邸公園	富里市歴史公園条例に基づく歴史公園。(所管は富里市経済環境部商工観光課)

3 岩崎別邸(主屋・東屋・石蔵)

主屋、東屋及び石蔵は、歴史的・文化的価値を有する施設であり、見学又は活用に当たっては、その保存に十分配慮する必要がある。※現在、一般公開しているのは、主屋及び東屋である。

項目	条例・規則等による取扱い	提案時の留意点
開館時間	午前 10 時から午後 4 時まで。	通常の開館時間内での実施を基本とする。 時間変更を前提とする企画は事前協議が必要。
休館日	月曜日及び 12 月の第 3 日曜日の翌日から翌年 1 月 4 日まで。 月曜日が休日の場合は、その後最も近い休日でない日。	開館日との連動を確認する。 臨時休館又は休館日の変更がある。
入館・施設使用	主屋の入館は有料。 主屋又は東屋を占用して使用する場合及び撮影を行う場合は、所定の申請と許可が必要。	ガイドツアー等の通常入館と、主屋・東屋の占用使用又は撮影を区分して計画する。
石蔵	現在、石蔵内部は公開されていない。	石蔵内部の使用を前提とした提案はできない。
飲食	施行規則では「指定された場所以外で飲食しないこと」とされている。	現行の運用では、主屋・東屋・石蔵の建物内で飲食はできないものとして提案する。
火気	施設内での火気使用は禁止。	調理、加熱、ろうそく等の火気を伴う企画は建物内で実施できない。
販売・宣伝等	許可なく、宣伝、勧誘、文書等の配布、物品販売その他これらに類する行為を行うことは禁止。	別邸内での販売等を前提とせず、販売や受付は原則として末廣農場側で行う構成とする。
施設の保護	指定場所以外への出入り、展示資料への接触、施設内設備・植栽等を傷付ける行為等は禁止。	展示、装飾、機材搬入等を伴う場合は、設置方法を含め事前協議が必要。

4 別邸公園

別邸公園は、文化財を保護しつつ、市民が文化財に親しみ、市の歴史及び文化に対する理解を深める場であるとともに、市民の憩いの場として設置された歴史公園である。

項目	条例・規則等による取扱い	提案時の留意点
開園時間	午前 10 時から午後 4 時まで。	通常の開園時間内での実施を基本とする。
休園日	月曜日及び 12 月の第 3 日曜日の翌日から翌年 1 月 4 日まで。 月曜日が休日の場合は、その後最も近い休日でない日。	開園日との連動を確認する。臨時休園又は休園日の変更がある。
物品販売等	物品の販売、宣伝、勧誘等は禁止。 募金その他これらに類する行為も禁止。	公園内で販売や商品の宣伝を行う企画は提案できない。販売、申込み及び商品受渡しは末廣農場内で完結させる。
飲食	市の利用案内では、飲食可能エリア以外での飲食は禁止。	飲食を伴う企画は、指定された飲食可能エリアの範囲、収容人数及びごみ処理等を確認する。
文化財・自然環境	文化財の保護に影響を与える行為、設置目的以外の使用、文化財・展示施設等に影響を与える行為は禁止。	文化財、園路、植栽及び景観を損なわない内容とする。柵内への立入りや植物採取はできない。
火気等	市の利用案内では、喫煙、火気使用、自転車の乗入れ、ペット同伴(介助犬を除く)等を禁止。	飲食企画であっても、公園内での調理・加熱など火気を使用する計画はできない。
利用制限	文化財の調査又は保存措置が必要な場合、区域を定めた立入制限又は公園利用の禁止を行うことがある。	提案内容は、保存修理、調査、天候その他の事情により変更又は中止となる可能性を見込む。

5 提案及び実施に当たっての共通事項

1. 利用条件を踏まえ、実施場所、実施時期、運営方法、関係部署との調整方法等を具体的に示すこと。
2. 別邸又は別邸公園を利用する提案は、候補者としての選定又は提案の採用をもって、当該利用が許可されたものではない。
3. 事業実施前に市の関係部署と協議し、条例、規則その他の関係法令等に基づく許可、承認等が必要な場合は、所定の手続を行うこと。
4. 文化財の保存、施設管理又は安全管理上の理由により、提案内容の変更又は中止を求めることがある。
5. 条例、規則、施設の公開状況又は運用が変更された場合は、変更後の取扱いに従うこと。

6 根拠となる主な条例・規則等

- ・富里市歴史公園条例(令和 3 年条例第 3 号)
- ・富里市歴史公園条例施行規則(令和 3 年教育委員会規則第 3 号)
- ・富里市都市公園条例(平成元年条例第 8 号)
- ・旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例(令和 6 年条例第 31 号)
- ・旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例施行規則(令和 6 年教育委員会規則第 5 号)

注:本資料は応募者の提案検討に必要な主な条件を整理した参考資料であり、条例、規則等の全文に代わるものではない。